

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年11月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 長岡駅前城内ビル
所在地 長岡市城内町二丁目3番地1外
設置者 城内ビル株式会社ほか2者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 株式会社丸大ほか11者
(変更後) 株式会社丸大ほか9者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
・As-meエステール株式会社
(変更前) エステール株式会社
(変更後) As-meエステール株式会社
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
・株式会社丸大
(変更前) 代表取締役 二戸 卓郎
(変更後) 代表取締役 戸井 和久
・ほか3者
 - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
・ミニット・アジア・パシフィック株式会社
(変更前) 神奈川県川崎市幸区堀川町580
(変更後) 東京都港区芝公園一丁目8番12号
・ほか4者
- 3 変更年月日
平成26年5月26日
- 4 変更の理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者、住所、社名及びテナント変更のため
- 5 届出年月日
平成26年10月31日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成26年11月21日から平成27年3月21日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp